



税

固定資産税・都市計画税 第3期納期限 10月31日(金)

納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※新たに口座振替での納付を希望される場合は、税務課窓口にキャッシュカード(暗証番号が必要)をお持ちいただくか、引落口座がある金融機関でお申し込みください。

問合先 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066



福祉

「赤い羽根」 共同募金運動



10月1日から12月31日まで全国一斉に共同募金運動を実施します。共同募金は、市内の地域福祉事業に活用されます。ご協力をお願いします。

【街頭キャンペーン】

日時 ①10月1日(水) 午前中
②10月5日(日) 10時～11時
③10月23日(木) 18時～19時

場所 ①市内各所(駅・スーパー)
②③藤井寺駅周辺

募金の受付・問合先 藤井寺地区募金会(社会福祉協議会内)
☎938・8220



市公式YouTubeチャンネル

「フジデラテレビ」

チャンネル登録を
お願いします！



問合先 魅力発信課(3階⑥番窓口)
☎939・1051

毎年10月は加入促進強化月間です 中退共制度のご案内

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。



※一部対象外あり。詳しくは中退共ホームページをご覧ください。

問合先 中退共本部

☎03・6907・1234



高齢介護

終活情報登録が始まりました

病気や事故などで意思表示が困難になった時やお亡くなりになったときに、あらかじめ本人が希望する情報を藤井寺市に登録することで、市から登録情報をお伝えすることができます。

対象 市内在住で、住民基本台帳に記載のある65歳以上の方

登録申請できる方 対象者本人

※登録対象者が認知症等の疾病等により申請できない場合に限り、後見人や親族が申請できます。

登録できる内容

- ①緊急連絡先(必須)
 - ②本籍
 - ③通院先・アレルギー等
 - ④リビングウィルの保管場所、預け先
 - ⑤エンディングノートの保管場所、預け先
 - ⑥臓器提供の意思
 - ⑦献体登録先
 - ⑧死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等
 - ⑨遺言書の保管場所
 - ⑩お墓の所在地
 - ⑪自由登録事項
- ※登録できる情報は自由に選択できます。

申請・問合先 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓口)

☎939・1169

くらしの情報



商工・労働

ふじいでら くらしサステナ！商品券 使用期限10月31日(金)まで

使い忘れないよう
にご注意ください。

※取り扱い店は藤井寺市商工会ホームページをご確認ください。

問合先 藤井寺市商工会商品券お問合せ専用ダイヤル

☎939・0100



地元で働ける求人数多し！

「はじめての介護のおしごと &職業訓練セミナー」

介護の仕事の流れや働き方、やりがいや魅力、無料で受講できる介護・医療の職業訓練についてお話しします。まずはこのセミナーで情報収集を！

※詳細はハローワーク藤井寺ホームページをご覧ください。

日時 10月29日(水) 14時～

場所 ハローワーク藤井寺
(岡2-10-18)

定員 30人

問合先 ハローワーク藤井寺 職業相談部門 ☎955・2570



大阪府最低賃金の改正

改正前	改正後
1,114円	1,177円

効力発生日 10月16日

詳しくは大阪労働局ホームページをご確認ください。

問合先 大阪労働局労働基準部賃金課 ☎06・6949・6502

羽曳野労働基準監督署

☎942・1308



耐震関連の補助制度

市内の住宅の耐震化を図るため、一定の要件を満たした木造住宅の耐震診断又は除却費用等の補助を行っています。



【耐震診断補助制度】

対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築されたもので現に使用されているもの

対象者 対象建物を所有する個人又は法人

補助金額 (木造住宅の場合)耐震診断費用は1㎡あたり1,100円以内(上限5万円)

【除却(解体)補助制度】

対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築され、所定の耐震診断結果が0.7未満、又は(財)日本建築防災協会編集のリーフレットに基づく耐震診断が7以下のもの

対象者

- ・対象建築物を所有する個人等
- ・直近の住民税の課税所得金額が507万円未満の方
- ・対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していない方

補助金額 上限20万円(除却に要する費用の2分の1)

※事前に必ずお問い合わせください。
※補助金の交付決定前に着手及び契約をされた場合は補助できません。

問合先 都市デザイン課開発指導・空家対策担当(4階④番窓口) ☎939・1207

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限・更新

有効期限の3か月前から更新可能です。対象者には、期限の2か月から3か月前を目途にお知らせ(有効期限通知書)が送付されますので、更新の手続きをお願いします。



問合先 市民課マイナンバー担当(1階①番窓口) ☎939・1357

ハロウィンジャンボ宝くじ

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

- ・1等 3億円×12本 前後賞各1億円
- ・2等 1億円×12本

(発売額360億円、12ユニットの場合)

発売期間 10月19日(日) まで

抽選日 10月28日(火)

※ハロウィンジャンボミニも同時発売

※インターネットからも宝くじが購入できます。詳しくは「宝くじ公式サイト」をご確認ください。



問合先 (公財)大阪府市町村振興協会 ☎06・6941・7441



マイナンバーカード交付及び電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 10月18日(土) 9時～12時
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・本人確認書類

(下記3点はお持ちの方のみ)

- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード
- ・マイナンバーカード

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

【電子証明書の更新手続き】

- ・マイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当 ☎939・1357

コンビニ交付サービスの停止

システム改修作業のため、下記の期間でコンビニでの証明書発行サービスを停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願いします。

- ・10月15日(水) 17時～22時
- ・11月4日(火)～11月17日(月)
- ・11月20日(木) 13時～22時
- ・11月28日(金) 17時～12月1日(月) 6時

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

問合先 市民課(1階①番窓口)

☎939・1049

税務課(2階②番窓口)

☎939・1068



各種情報

市への寄贈

■高齢者福祉のために

窓口用軟骨伝導イヤホン 1台
体重体組成計 1台
(Daigasグループ小さな灯運動 南部・和歌山地区統括支配人 堀内佐智夫様)

■スポーツ振興のために

現金 10万円
(卓球あじさい 代表田中英子様)

定額減税補足給付金(不足額給付)

【受付期限は10月31日(金) (当日消印有効)です】

受給対象者には、すでに、はがき又は封書を送付しています。支給確認書を提出されていない方には、案内はがきを送付しています。ご自身が対象と見込まれる方で、書類が届いていない場合、手続き方法をご確認ください。

問合先 藤井寺市給付金対策室コー
ルセンター ☎936・3070

※土日祝を除く9時～17時30分



10月1日は浄化槽の日

浄化槽の適正な維持管理を

定期的な保守点検や清掃のほか、1年に1回、知事指定検査機関による法定検査を受けましょう。

検査についての問合先

(一社)大阪府環境水質指導協会
☎072・257・3531

問合先 藤井寺保健所生活衛生室衛生課 ☎952・6165



医療費助成制度の医療証更新

①重度障害者医療証

②ひとり親家庭医療証

現在お使いの医療証(①はオレンジ色、②は濃桃色)の有効期限は、10月31日(金)です。引き続き対象となる方で、事前に郵送した申請書を提出している方には、新しい医療証(①はうぐいす色、②は浅黄色)を10月中に郵送します。

※詳しくは市ホームページをご確認ください。



問合先 保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

資格情報のお知らせ、資格確認書の郵送

現在お使いの国民健康保険証(桃色)等の有効期限は、10月31日(金)です。対象者には、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」を10月中に郵送します。

※令和7年11月2日～令和8年7月31日に75歳になる方は、75歳の誕生日の前日まで有効(誕生日以降は後期高齢者医療制度へ移行)

※外国籍の方で、有効期限までに在留期間満了日を迎える方は、在留期間満了日の翌日が有効期限です。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

健康保険証等の有効期限切れに伴う暫定的な取り扱い

有効期限切れの健康保険証等を医療機関に持参された場合、暫定的な対応として、令和8年3月末までは、資格を確認した上で、一定の負担割合で受診することができます。

有効期限を今一度ご確認いただき、期限切れの場合は下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口)

☎939・1177

福祉医療担当(1階②番窓口)

☎939・1186

保険・年金

特定健診(40歳～74歳)を受けましょう

特定健診は、生活習慣病の予防や早期発見のためには欠かせません。市国民健康保険に加入されている対象者には、10月初旬に、はがきをお送りします。詳しくは市ホームページをご確認ください。



問合先 保険年金課保健事業担当(1階②番窓口) ☎939・1353

公的年金等の受給者の方へ「扶養親族等申告書」の提出

課税対象の年金を受給している方〔老齢年金の受給額が108万円以上(65歳以上の方は、158万円以上)〕には、10月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されます。

提出期限 10月31日(金)

提出不要の方

- ・控除対象の配偶者や扶養親族、退職手当を受ける見込みの配偶者や扶養親族がおらず、受給者本人が障害者、寡婦・ひとり親などに該当しない方
- ・会社などに勤務し、給与の扶養控除申告書で各種控除を申告する方
- ・源泉徴収で人的控除を受けず、翌年の確定申告で控除を受ける方

問合先

- ・天王寺年金事務所

☎06・6772・7531

- ・日本年金機構扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル ☎0570・081・240

※050から始まる電話の場合

☎03・6837・9932

大阪府高齢者大学校受講生

開講期間 令和8年4月～令和9年3月

講座内容 歴史・語学・教養・自然・美術・健康・音楽・探訪など62科目

※受講料が必要です。詳しくは募集要項をご覧ください。

申込期間 10月14日(火)～11月14日(金)15時まで

募集要項配布場所 高齢介護課(1階③番窓口)

問合先 認定NPO法人大阪府高齢者大学校 ☎06・6360・4471

NPO法人大阪区民カレッジ 2026年度受講生

開講期間 令和8年4月～令和9年3月

講座内容 地域の歴史、伝統、文化、福祉など

※受講料が必要です。詳しくは区役所・区民センターに設置されているパンフレット又はホームページをご覧ください。

申込期間 10月10日(金)～令和8年3月27日(金) 第1次締切10月31日(金)16時

問合先 NPO法人大阪区民カレッジ
☎06・6947・2710



シルバー人材センター会員

豊富な経験を生かして働いてみませんか。

入会説明会日時 10月14日(火)・11月11日(火)・12月9日(火)
いずれも13時30分～

対象 市内在住の60歳以上の方

定員 各日20人

申込方法 電話で

場所、申込・問合先 (公社)藤井寺市シルバー人材センター(パープルホール内) ☎954・6005



自衛官等

①高等工科学校生徒

修学年限3年、高卒資格取得資格要件、日本国籍を有する中卒(見込含)で17歳未満の男性の方

受付期間 (推薦)11月28日(金)まで
(一般)令和8年1月15日(木)まで

試験日 (推薦)令和8年1月10日(土)～12日(月・祝)
(一般)令和8年1月24日(土)又は25日(日) ※いずれか1日

②自衛官候補生

日本国籍を有する18歳以上33歳未満の方

受付期間 随時

試験日 受付時にお知らせ

問合先 自衛隊大阪地方協力本部 富田林地域事務所
☎0721・24・3799



藤井寺市写真愛好会

～一緒に写真撮影を楽しみませんか～

撮影のコツや仕上げに関心のある方は、例会(研究会)の見学にお越しください。(次回例会は10月4日)

日時 偶数月の第1土曜日 13時30分～

場所 パープルホール

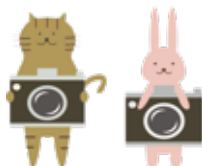
対象 市内在住・在勤

費用 1か月あたり500円

撮影会 年3回

作品展 年4回(パープルホール、松水苑、アイセル シュラ ホール)

問合先 藤井寺市写真愛好会
☎939・4623(植田)



◆東地区秋まつり連合会

日時 10月11日(土) 18時～

場所 伴林氏神社

問合先 東地区秋祭り連合会
☎090・9044・9990(金子)

◆西地区4町合同練り (南岡、北岡、藤井寺、野中)

日時 10月11日(土) 18時～

場所 ぽぽろーど～藤井寺駅北ロータリーの一部

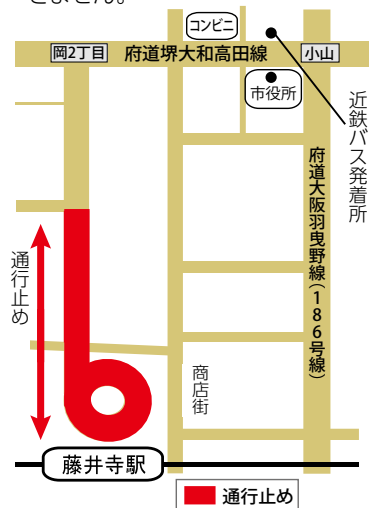
問合先 南岡地車会 ☎953・5925

秋まつり開催に伴う通行規制

日時 10月11日(土) 16時～21時

場所 ぽぽろーど(市道藤井寺駅北線)の一部

※同時時間帯は、車両の乗り入れができません。



■近鉄バス バス停の変更

通行規制に伴い、17時以降の八尾方面発着場が「藤井寺市役所前停留所」に変わります。「藤井寺駅北ロータリー内停留所」と「北岡停留所」はご利用できません。

バス停留所に関する問合先

近鉄バス(株)八尾営業所
☎949・4681(8時30分～20時)

■デマンド型乗合タクシー停留所の変更

通行規制に伴い、16時以降の「藤井寺駅北口停留所」がご利用できません。お近くの「藤井寺市役所停留所」、「イオン停留所」をご利用ください。

デマンド型乗合タクシー停留所に関する問合先

地域交通課(4階⑦番窓口) ☎939・1086